

令和3年6月1日
保健学科学生の皆さんへ
保健科学教育部大学院生の皆さんへ

保健学科学生委員長
森田明典

新型コロナウイルス感染症への対応について

保健学科学生委員長通知を更新します。

報告義務が生じた学生は、1.～3.は[報告サイト①](#)、4.は[報告サイト②](#)、5.は学生係(TEL 088-633-7030)へ連絡してください。また、臨床実習生等は、上記の報告義務の他、全ての県外移動について[報告サイト②](#)へ連絡してください。本学の措置に従って行動してください。2020年11月から、発熱等の症状が生じた場合には、かかりつけ医等にまず電話等で相談する医療体制となりました。相談する医療機関に迷う場合には、受診・相談センターに相談してください。

保健学科・保健科学教育部・全学生対象

1. 体調不良等がある場合、[報告サイト①](#)へ連絡してください。
2. 本人又は同居する家族がPCR検査を受ける場合、[報告サイト①](#)へ連絡してください。
3. 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者は、[報告サイト①](#)へ連絡してください。
4. 指定区域(まん延防止等重点措置の指定区域又は緊急事態宣言の対象地域)へ県外移動する場合、[報告サイト②](#)へ連絡してください。
5. 海外渡航する場合は、学生係へ連絡してください。
6. 自宅待機期間については、本学の基本方針に加え、医師の所見に従ってください。

保健学科・保健科学教育部・臨床実習生対象(本学病院で研究する学生も含む)

1. 県外移動する臨床実習生等は、移動前に[報告サイト②](#)へ連絡してください。
県外移動後の自宅待機期間については、学生係の指示に従ってください。
2. 課外活動の再開における医学部学生委員長通知により、臨床実習期間中(実習期間中には土日祝日も含まれる)の課外活動は認められません。
自粛期間は、臨床実習開始日の2週間前から臨床実習終了日までとします。

まん延防止等重点措置の指定区域又は緊急事態宣言の対象地域や
本学の措置については、こちらよりご確認ください(QRコード)。

指定区域



本学措置



報告サイト①(QRコード)



報告サイト②(QRコード)

